

岐阜県公報

目次

有害興行の指定	(男女参画青少年課)	六九
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	七〇
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知	(同)	七二
道路の区域変更	(道路維持課)	七三
道路の供用開始	(同)	七四
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	七五
公示		
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	七五
指定管理者の指定	(障害福祉課)	七六
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商業流通課)	七六
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(同)	七六
県営土地改良事業の変更計画の決定	(農地整備課)	七七
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議にかか る概要等	(同)	七七
保安林に指定する予定である旨の通知	(治山課)	七七
公共測量の実施	(用地課)	七八
指定管理者の変更の届出に関する公示	(街路公園課)	七八
道路公社公告		
長良川リバーサイド有料道路等の料金の徴収期間の変更等(道路建設課)		七八

告示

第二千三百十六号
平成二十四年一月二十七日
(金曜日)

岐阜県告示第三十六号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	配給会社名等
映画	人妻娼婦 もっと恥ずかしめて すべては「裸になる」から始まって つわものどもの夢のあと剥き出しセックス、そして・・・恋愛	オーピー映画 ハピネット、リオーネ
	人妻家政婦 うずきに溺れて	オーピー映画
	SHAME シェイム	ギヤガ
	デビルズ・ダブル ある影武者の物語	ギヤガ

2 指定年月日

平成24年1月27日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市丹生川町駄吉字上ヶ洞七四一、七四二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市丹生川町駄吉字エンジウ谷八四一の二、八四一の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市和良町下洞字真那ヶ洞八二の一、八二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町野上字寺洞三三〇の七、三三〇の二七から三三〇の二九まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町野上字深山二二九六の一、二二九九、二二〇四、二二〇五、二二〇六の一、二二〇六の二、二二〇七、二二〇九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町三川字上海戸四〇の七、四〇の八、四七、四〇の一・四三の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字鎌倉六一、七四の七、七四の一、七四の二四、七四の二五、七四の一（次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上海戸四〇の七、四〇の八、四七(次の図に示す部分に限る。)、字鎌倉七
 - 四の二四、七四の二五、六一(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
可児郡御嵩町小原字長坂五六三の一、五六三二の一、五六三三
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 岐阜県告示第四十四号
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
- 平成二十四年一月二十七日
- 岐阜県知事 古 田 肇

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
可児郡御嵩町井尻字西裏山二五七の二、字御禦平二五八、二五九、二六〇の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美濃市大字片知字奥向山三三三六の九五から三三三六の九七まで、三三三六の一〇〇から三三三六の一〇三まで
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
不破郡垂井町伊吹字西谷二二四四から二二五五まで、二二五六の一、二二五六の二、二二五七から二二六二まで、二二六四から二二七一まで、二二七三から二二七四まで、字北谷一五四三の一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域敷地の幅員	延長	備考
岐 阜 環 状 線		岐阜市下土居米田二六七番二地先から 同 市下土居堤下七四九番二地先まで	別前変区域 後前更員敷 ル(メ)ー ル(メ)ー ト	延 ル(メ)ー ト長	備 考
			三〇・〇 三九・二	四七・六	

岐阜県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		一般国道		百五十八号	
路線名		高山市上岡本町二丁目三番地先から		同 市西之一色町二丁目一八一番五地先まで	
区 間		高山市上岡本町二丁目三番地先地内		同 市西之一色町二丁目一八一番五地先まで	
区域変更	別前	後	前	後	前
員敷地の幅	ル(メートル)	一・六	二・六	一・六	二・六
延長	ル(メートル)	一八二	一八二	一八二	一八二
備考	A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。				

岐阜県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	岐 阜 環 状 線
路線名	岐阜市下土居米田二六七番地先から
区 間	同 市下土居堤下七四九番地先まで
延長	四七・六
の 期 日	平成二四・二七
備 考	平成二四・二七

高山市西之一色町二丁目一八一番五地先地内		高山市西之一色町二丁目一八一番五地先地内	
前 A	後 A	前	後
一〇・八	一〇・八	二〇・五	二〇・五
三・三	三・三	三・八	三・八
五・二	五・二	六・八	六・八
Bは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			

岐阜県告示第五十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項
の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	南小学校
区	次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 郡上市大和町河辺
域	字ミヤノ八キ 九五五番一 一号及び二号 字尾崎 九五一番一七 三号 九四五番二 四号 九四二番一 五号 九四一番六 六号 九三一番二 七号 九五一番一 八号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項
の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区
域	域

井ノ表

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 下呂市田口
字井ノ表 六九四番一 一号
字井ノ表平 七二二番一 二号
七二九番一 三号
七三〇番一 四号
六二四番一 五号
六三三番一 六号
六七八番一 七号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利
活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年一月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人里山を守る会武並
- 三 代表者の氏名 渡邊 鏡三
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市武並町竹折一六四八番地二八六
- 五 定款に記載された目的 この法人は、学習都市恵那市の理念を理解し、まち造りの一環として里山を守る事業を通じて地域における社

会教育、社会福祉の向上の一端を担い地域社会に貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年十二月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スポーツフレッジ
- 三 代表者の氏名 坂田 誠有
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市大和町剣九四番地八
- 五 定款に記載された目的 この法人は、スポーツ及び文化活動の振興を推進し、青少年の健全育成と市民の健康増進を図り、健全な心を育むと共に地域コミュニティの活性化に寄与する事を目的とする。

指定管理者の指定

岐阜県聴覚障害者情報センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定管理者となる団体
岐阜市数田南五丁目一四番地の五三号岐阜県民ふれあい会館六階
社団法人岐阜県聴覚障害者協会
- 二 指定の期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十四年一月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十四年一月十三日
 - 二 届出者の氏名又は名称 豊田通商株式会社
 - 三 建物の名称及び所在地 (仮称) ケーズデンキ各務原店
岐阜県各務原市那加日新町七丁目五番 外
 - 四 大規模小売店舗の新設日 平成二十四年九月十四日
 - 五 店舗面積 三、九六七平方メートル
 - 六 駐車場の収容台数 一七〇台
 - 七 荷さばき施設の面積 四〇平方メートル
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年一月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十四年一月十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トヨタオートモビルクリエイト

三 建物の名称及び所在地

カラフルタウン岐阜

岐阜市柳津町丸野三 三 六 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカドー 外七五者

（変更後）株式会社イトーヨーカドー 外八二者

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
西八間地区	養老町役場	平成二四・一・二七から 同 二・二四まで

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議にかかる概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を中津川市長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
山口地区	中津川市役所	平成二四・一・二七から 同 二・二四まで

保安林に指定する予定である旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知について、相手方の所在が不明であるので、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を八百津町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を公示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 所在が不明な相手方の登記簿上の住所及び氏名
加茂郡和知村野上 荒井長左衛門ほか一七名

二 通知の要旨
 平成二十四年一月二十七日付け岐阜県告示第四十号により、森林が保安林に指定される予定である。

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

関市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年一月十六日から
 同 二十四年三月三十一日まで

四 作業地域

関市

指定管理者の変更の届出に関する公示

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の二第四項の規定により、平成記念公園の指定管理者である株式会社ファームから変更の届出があったので、同条例第九条の八の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあった事項
 代表者の氏名

（変更前）森貞 幸浩
 （変更後）佐藤 昭夫
 主たる事務所の所在地
 （変更前）愛媛県西条市神拝甲一三〇番地の二
 （変更後）愛媛県西条市大町一七〇五番地一
 二 変更年月日
 （代表者の氏名）平成二十三年八月九日
 （主たる事務所の所在地）平成二十三年十月五日

道路公社公告

岐阜県道路公社公告第一号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定により長良川リバーサイド有料道路、島大橋有料道路及び長良川右岸有料道路の料金の徴収期間の変更について、次のとおり公告する。

なお、長良川リバーサイド有料道路、島大橋有料道路及び長良川右岸有料道路の未使用回数通行券の払戻期間は、平成二十四年九月三十日までとする。

平成二十四年一月二十七日

岐阜県道路公社
 理事長 渡 辺 敬 一

料金の徴収期間

- 一 長良川リバーサイド有料道路
 旧 供用開始の日から三十年間
 新 昭和六十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
- 二 島大橋有料道路
 旧 供用開始の日から三十年間

新 平成二年十二月三日から平成二十四年三月三十一日まで
三 長良川右岸有料道路

旧 供用開始の日から三十年間

新 平成十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

平成二十四年一月二十七日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター